

## 海事代理士業務

お任せください



日本最大級の港町で ある横浜に事務所を 構える弊所だからこそ できる手続

陸上社員と海上社員、両方の社会保険手続も弊所であれば一度に対応! 陸上と海上の労働環境、習慣、法令の違いを知るスタッフが迅速な手続を致します。

船員手帳交付手続

航行報告代行

雇入契約業務

船員就業規則作成

H&M 社会保険労務士法人

**2**045-641-6500

\_http://hm-sr.jp